

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行)	
<u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	<削 除>
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第 8 条 <略>	第 7 条 <現行どおり>
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。	第 8 条 <現行どおり>
<u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	<削 除>
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式につ
は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	いて、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) } <現行どおり>
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利	(2) }
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) }
(4) 次条に定める請求をする権利	(4) }
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第 11 条 <略>	第 10 条 <現行どおり>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第 13 条 } <略> ~ } 第 38 条 }	第 12 条 } <現行どおり> ~ } 第 37 条 }
<新 設>	附 則
<新 設>	第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きそ
<新 設>	の他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名
<新 設>	簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
<新 設>	第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有
<新 設>	効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削るもの
<新 設>	とする。